

福祉・介護事業所認証制度運営等支援業務委託
公募型プロポーザル募集要項

1 目的

令和6年度の「福祉・介護事業所認証制度運営等支援業務委託」受託事業者の選定について、効率的で効果の高い事業が実施できるようプロポーザル方式により企画提案の公募を行う。

2 業務の内容

(1) 委託業務名

福祉・介護事業所認証制度運営等支援業務委託

(2) 委託業務の内容

福祉・介護事業所（以下「事業所」という。）の就労環境や人材育成等の取組状況等を求職者から「見える化」することにより、事業所の意識改革、就労環境等の向上を図るとともに、求職者が安心して就職できるように、「奈良県福祉・介護事業所認証制度」（以下「認証制度」という。）の運用について、更なる拡充を図る必要がある。このことから、県内の認証取得事業所の拡大のため事業所への支援を実施し、認証制度の充実と円滑な運営を行う。なお、詳細については「業務仕様書」（別紙1）のとおりとする。

(3) 業務委託の期間

契約日から令和7年3月19日まで

(4) 委託上限金額

16,715,000円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

(5) 留意事項

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染状況等を考慮し、募集の中止・延期を行う場合がある。また、委託事業者決定後であっても、委託事業を中止する場合があります。契約締結後においても委託事業の中止、委託内容の変更、それらに伴う契約額の減額変更を行う場合もある。

(6) 経費の支払い方法

委託料の支払い方法は、委託業務完了後、一括精算払いとする。

(7) その他

企画提案の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容を記載すること。

3 スケジュール

(1) 募集要項等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

令和6年4月1日（月）から令和6年4月16日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 配付場所

奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎3階

奈良県医療・介護保険局地域包括支援課福祉人材確保・育成係

※ 郵送による配付は行わない。

※ 募集要項等は、「奈良県医療・介護保険局地域包括支援課ホームページ」
(<http://www.pref.nara.jp/49707.htm>) で公開する。

(2) 質問の受付

ア 受付期間

令和6年4月8日（月）午後5時まで

イ 提出方法

- ① 「質問票」（様式1）により、電子メール又はFAXで下記担当課へ送付すること。（口頭又は電話での問い合わせは受け付けない。）
- ② 質問事項は、様式1枚につき1問とし、簡潔に記載すること。
- ③ FAXで送付する場合は、到着確認のため送信後に電話連絡すること。
- ④ 電子メールで送付する場合は、件名に「福祉・介護事業所認証制度運営等支援業務委託 募集質問票の送付」と表記すること。
- ⑤ 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を妨げるおそれのあるものを除き、質問者の氏名等をふせて、令和5年4月13日（木）までに「奈良県福祉医療部医療・介護保険局地域包括支援課ホームページ」上にて公開する。（<http://www.pref.nara.jp/49707.htm>） なお、個別には回答しない。

(3) 参加申込書の受付

ア 提出期限

令和6年4月16日（火）午後5時（必着）

※ 持参の場合の受付は午前8時30分から午後5時までとする。

イ 提出書類

以下①～⑦（複数の法人でグループを構成して応募する場合は以下①～⑩）のとおり。ただし、物品購入等に係る競争入札の参加資格に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿登録者にあつては、③～⑦の書類は不要とする。

- ① 参加申込書（様式2）
- ② 事業者概要書（様式3）
- ③ 奈良県内に本店、支店等を有する法人については、奈良県の県税事務所長が発

行する県税に滞納のないことの証明書。奈良県内に本店、支店等を有しない法人については本店所在地の都道府県税事務局長が発行する直近事業年度分の法人事業税の納税証明書。（いずれも提出日において発行から3ヶ月以内のもので、写しも可。）

- ④ 所轄税務署長が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日において発行から3ヶ月以内のもので、写しも可。）
- ⑤ 直前決算時の財務諸表（法人代表者による原本証明がされたもの）
- ⑥ 定款又はこれに代わるものの写し
- ⑦ 法人の登記事項証明書（提出日において発行から3か月以内のもので、写しも可。）

【グループで応募する場合】

- ⑧ グループ構成員届出書（様式5）
- ⑨ グループ協定書（様式6）
- ⑩ グループ委任状（様式7）

なお、グループで応募する場合、参加申込書（様式2）については構成者全員の連名によるものとし、それぞれの代表者が記名押印すること。また、事業者概要書（様式3）については、構成員ごとに別葉に分けて提出すること。

ウ 提出方法

郵送又は持参にて（6）の担当部課へ提出すること。郵送の場合は、必ず電話により送付した旨を連絡すること。

（4）企画提案書の受付期間

令和6年4月1日（月）から4月23日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。ただし、4月23日（火）は正午まで。

※ 提出書類等詳細については、「5 応募手続き等」を参照すること。

（5）事業者決定

令和6年4月30日（火）を目途に書面により通知する。

（6）担当部課

奈良県医療・介護保険局地域包括支援課

所在地：〒630-8501 奈良市登大路町30番地

電話：0742-27-8039

FAX：0742-26-1015

メールアドレスについては電話により上記に問い合わせること。

4 参加資格要件等

（1）参加資格

参加は法人によることとし、企画提案を提出する者は、次に掲げる要件を全て満た

していることとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 県税（奈良県内に本店、支店等を有しない法人の場合は本店所在地の法人事業税）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

ウ 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿登録者にあつては、参加申込書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

オ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

カ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

キ 次のいずれにも該当しない法人格を有する団体であること。

- ① 役員等（役員（非常勤を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる。
- ② 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与してい

ると認められる。

⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

⑥ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる。

⑦ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったと認められる。

⑧ 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められる。

ク 複数の法人でグループを構成して応募する場合は、構成員は他のグループの構成員となること、又は単独で応募することはできない。また、構成員すべてについて、上記ア～キの要件を満たすこと。

ケ 公告の日から過去5年以内に、国又は地方公共団体（これに準ずると認められる団体を含む。）から就労環境の改善や人材育成の課題解決等に向けたコンサルティング業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者であること。なお、複数の法人でグループを構成して応募する場合は、構成員のいずれかがこの実績要件を満たす者であること。

(2) 共同提案の場合の留意点

複数の法人でグループを構成して応募する場合は、代表団体を選出し、県との折衝については代表団体が行うこと。

5 応募手続き等

応募については、1応募者につき1提案に限る。複数の法人でグループを構成して応募する場合においても同様とし、応募はグループの代表団体が行うこと。

(1) 企画提案書の提出期限

令和6年4月23日（火）正午（必着）

(2) 提出場所及び連絡先

上記3（6）の担当部課に同じ

(3) 提出方法

郵送又は持参とする。なお持参の際は、事前に提出予定時間を連絡すること。

(4) 提出物及び部数

下記ア、イについて、8部（正本1部、副本（写し）7部）を提出すること。

ア 企画提案書（様式4）

※ 企画提案書本文で使用する文字は、10.5ポイント以上とすること。

※ 副本には、応募者の名称（略称を含む。）やロゴマークは記載しないこと。

イ 見積書（任意様式。それぞれに必要な経費の内訳が分かるもの）

(5) 企画提案書の作成等について

企画提案書は以下のとおり作成すること。

ア 提案者の考えについて

福祉・介護事業所認証制度の内容や福祉・介護人材不足の現状や他府県における同趣旨の制度の運用状況を踏まえ、本業務の目的を理解した上で、認証制度の普及、拡大に向けて効果的かつ具体的な働きかけなど、業務の進め方について具体的に提案すること。

イ 過去の実績について

公告の日から過去5年以内に、国又は地方公共団体（これに準ずると認められる団体を含む。）から受託した就労環境の改善や人材育成の課題解決等に向けたコンサルティング業務を履行した実績を記入すること。

ウ 提案業務内容について

① 事業所への支援等

- a 「認証制度チャレンジ事業所」の申出法人を拡大するための取組について、小規模事業所の特性に応じた取組内容を提案すること。
- b 「認証制度チャレンジ事業所」に対する支援について、申出から3年以内に認証を取得するための具体的な支援内容を提案すること。
- c 認証取得済みの事業所に対する人材育成の支援について、認証取得によるメリットを実感させ、認証継続への意欲を喚起する具体的な支援内容を提案すること。
- d 認証取得済みの事業所に対する近年の福祉・介護業界の動向（ICTの導入等）に対応するための就労環境の向上のための支援について、認証取得によるメリットを実感させ、認証継続への意欲を喚起する具体的な支援内容を提案すること。
- e 認証取得済みの事業所のうち、業務に課題を抱えており、業務改善を行いたいと考えている法人に対する具体的かつ効果的な支援内容を提案すること。また、その支援の成果を業界全体のレベルアップにつなげる取組について、具体的な方策を提案すること。

② 認証申請書類審査補助業務

新規認証及び認証更新申請書の書類審査補助（予備審査）について、適正に実施するための審査体制、事業所との連絡体制等を具体的に提案すること。

エ 実施体制について

- a 業務を円滑かつ効果的に実施するために有用な資格や経歴を持つ担当者を配置するなど、業務を適切に実施するための体制を提案すること。
- b 業務実施スケジュール、実施内容、担当者の役割分担等を提案すること。

オ 感染対策について

事業実施において新型コロナウイルス感染症等の対策をどのように行うのかについて、具体的に提案すること。

カ 個人情報保護等情報管理体制について

個人情報等の管理上の効果的な対策（運用上の仕組みやルール作り）、及び従業者に対し個人情報保護の意識を徹底するうえで、効果的な時期・体制・方法により実施する内容の研修計画を提案すること。

キ 県が提示した委託上限額の範囲内で実現可能な提案内容となっており、それぞれに必要な経費が分かる見積書を作成すること。

6 業務契約相手方の特定等

(1) 審査方法

企画提案書の内容をもとに、県が別途設置する審査委員会において、「福祉・介護事業所認証制度運営等支援業務委託事業者選定に係る審査基準」（別紙2）に沿って審査を行い、本業務委託契約の相手方を特定する。

提案が複数ある場合は、各委員の合計点数の総計が満点の6割以上の者のうち、最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。

ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。

なお、提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ、審査委員会の合議により認められた者については、当該提案者を受託事業者として特定するものとする。ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。

(2) プレゼンテーション等について

提案に対する質疑及び補足説明を求めするため、提出書類に基づいたプレゼンテーションを実施する。

ア プレゼンテーションの実施者は2名以内とし、原則として本業務に係る統括責任者候補者を含めること。

イ プレゼンテーション用の資料はA4又はA3版1枚（両面印刷可）のみ配付可能（10部）とするが、プレゼンテーション内容及び配付資料のいずれにおいても、提案者名が推測できるような表現又は記載は不可とする。

ウ プレゼンテーションの実施日

令和6年4月26日（金）

実施時間及び場所については、提案者に対し後日通知する。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、リモート接続等によるプレゼンテーション審査となる場合がある。その場合の詳細は、提案者に対し後日通知する。

(3) 失格事項

提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。

ア 上記4に示した参加資格要件が備わっていないとき

イ 参加資格確認資料又は企画提案書に虚偽又は不正があったとき

ウ 提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき

エ 一以上の審査項目についての記載がなかったとき

オ 委託上限額を超える見積書が提出されたとき

カ その他不正な行為があったとき

(4) 特定結果の通知

企画提案書を提出した者に対しては、特定、非特定の旨を、書面により通知する。また、通知後はすみやかに、少なくとも契約期間中は、次に掲げる事項について、奈良県ホームページへの登載により公表するものとする。

① 業務名、受託者の所在地・名称・代表者氏名及び審査年月日

② 受託者・提案者毎、各評価項目毎の評価点及び合計点（ただし、受託者以外の業者名は公表しない。）

7 契約等

(1) 上記により特定された者は、速やかに県と本業務に係る契約を締結すること。

(2) 提案内容の履行については、原則として契約内容に含めるものとする。

(3) 委託契約に当たっては、契約保証金の納付（契約金額の10%以上）が必要となる。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項各号に該当する場合はこれを免除することができる。

(4) 契約にあたっては、その他、地方自治法（昭和22年法律第67号）や奈良県会計規則（平成7年3月奈良県規則第67号）をはじめとする諸規程が適用される。

(5) 契約内容等については、特定された者に別途通知する。

(6) 特定後、速やかに協議を行うこと。

8 契約の不締結

本業務委託契約の相手方の特定後、契約締結までに本業務委託契約の相手方について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

(1) 役員等（役員（非常勤を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 上記（3）及び（4）に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

9 契約の解除

契約締結後であっても、契約の相手方が8の（1）から（8）までのいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合、契約を解除し委託者を変更することがある。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

10 その他

- (1) 本業務の成果等は県に属する。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等は、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）に基づき開示する場合がある。
- (4) 企画提案書等は、審査に必要な範囲内で複製を作成することがある。
- (5) 書類等の作成・契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

11 問い合わせ先（上記3（6）の担当部課に同じ）

奈良県医療・介護保険局地域包括支援課

所在地：〒630-8501 奈良市登大路町30番地

電話：0742-27-8039

FAX：0742-26-1015

メールによる連絡を希望する場合は、電話でメールアドレスを問い合わせること。